

協議第 8 号

小城市立中学校部活動ガイドラインの策定について

このことについて、別紙のとおり協議する。

平成 30 年 11 月 22 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

協議理由

平成 30 年 3 月にスポーツ庁から「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」が示され、これを受けて佐賀県保健体育課では、平成 30 年 8 月に佐賀県「運動部活動のあり方に関する方針」が策定された。

これに伴い、先般 9 月定例教育委員会にて協議したが、その内容について、最終案を作成したため協議する。

これが本協議の理由である。

小城市立中学校に係る部活動の方針（案）

平成30年11月

小城市教育委員会

はじめに

部活動は学校教育の一環として行われ、生徒にとってスポーツや文化に親しむとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する重要な活動として、小城市のスポーツや文化の振興を支えてきました。

また、体力や技能の向上を図る以外に異年齢との交流の中で、生徒同士や教師らとの人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりする等、教育的な意義があります。

このように部活動は、本市がめざす「城創伝心」“小城の歴史と伝統を受け継ぎ、文化を創造する豊かな心を育み後世へ伝える人づくり”のための魅力ある教育活動です。

一方、適切な休養を伴わない活動は、活動中に負傷者が増えたり、向上心を失うなど、健全育成を妨げたり、教職員の過度な時間外勤務につながるなどの問題も指摘されています。

また、平成30年3月にスポーツ庁より通知された、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び、平成30年8月に佐賀県教育庁より通知された、佐賀県「運動部活動の在り方に関する方針」に沿って、生徒にとって望ましい環境を構築するという観点から、本市の部活動についてあるべき姿を明確にし、地域や学校の実態に応じて部活動が多様な形で一層有意義な活動として実施されるよう、「小城市立中学校に係る部活動の方針」を策定します。

本方針が、教職員はもとより、家庭、地域及び部活動に関連する各種団体で広く共有され、魅力ある教育活動として、部活動が適切に運営されることをめざします。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針策定等

ア 校長は、本基本方針に則り、毎年度、学校の部活動に係る活動方針を策定し、各部活動の「年間の活動計画」とともに、学校のホームページへの掲載等により公表する。

イ 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画を作成し、校長へ提出する。

ウ 部活動顧問は、生徒及び保護者等に対し「活動目標」、「指導の方針」、「活動計画」、「指導内容や方法」等を具体的に示す。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な運営、顧問の校務分掌を考慮し、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行う。

イ 校長は、設置する部活動について、生徒のけがや事故を未然に防止し、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、部活動指導員等を活用するなど、複数の顧問を配置するよう努める。

ウ 市教育委員会は、指導内容の充実や生徒の安全・安心の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう必要に応じて部活動指導員

等を活用するよう努める。

エ 校長は、部活動指導員等の協力を得る場合には、学校全体及び各部の「目標や方針」、「活動計画」、「具体的な指導内容や方法」、「生徒の状況」、「事故対応」等について、学校、顧問の教員及び部活動指導員等との間で十分な連絡調整を行い、情報の共有と共通理解を図る。

オ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

2 合理的で効果的な活動の推進

(1) 部活動顧問は、教育課程の関連を図る上においても、生徒が自ら考え、計画していく（ボトムアップ理論）に基づく指導方法等を実践し、生徒自らが自分の目標や課題を設定し、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげられるよう部活動に主体的に取り組む力を育成する。

(2) 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、スポーツ庁のガイドライン及び県が作成した方針に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。なお、夏季の部活動における高温や多湿時の活動では、熱中症事故防止の観点から適切な対策を講じるとともに、気象庁の高温注意情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等に応じて、活動時間の変更、または、中止等も視野に入れて柔軟に対応すること。

市教育委員会は、学校の取組が徹底されるよう、必要な支援・指導及び是正を行う。

(3) 部活動顧問は、生徒の心身のバランスのとれた成長を図る観点から、各競技の特性を踏まえた科学的なトレーニング方法を積極的に導入し、生徒の発達段階に応じた適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。その際、中央競技団体等が示す指導手引き等を活用し、合理的で効果的な活動とする。

(4) 市教育委員会及び校長は、部活動が勝利至上主義の意識・価値観による行き過ぎたものにならないよう配慮する。その際、目先の勝敗にとらわれて長時間の練習を行うことが生徒のためにならないことを理解し、スポーツ障害やバーンアウトを防ぐことなどについて保護者にも理解と協力を得るよう努める。

3 適切な休養日等の設定

(1) 休養日の確認

- ア 第3日曜日は県下一斉部活動休養日となっている。
- イ 土曜日、日曜日で4日（第3日曜日含む）、平日4日計8日以上部の活動休養日を設ける。
- ウ 学期中の平日は2時間、土日及び休日は3時間を活動の目安とする。
- エ 長期休業中や祝日等の活動は学期中に準じて適切に行う。
※公式試合や大会等で一日の活動となった場合は、別の日に休養日を設定する。
※土曜日、日曜日の活動時間がそれぞれ3時間以内であれば、活動日は0.5日ずつとして考え、2日間で1日の休養日と数える。

(2) 大会参加の見直し

小城市立中学校においては、県大会規模の大会については年4回程度の参加を目安とする。

(3) 活動報告の作成と提出

学校は、各部活動の月別活動報告書を作成し毎月5日までに市教委へ提出する。

4 生徒のニーズ等を踏まえた環境の整備

(1) 指導体制

- ア 教職員
- イ 外部指導者
- ウ 部活動指導員

(2) 設置部活動の検討

- ア 部活動の統廃合の必要性
- イ 他校との連携、合同チームの必要性
- ウ これまでの部員数の推移と今後の見通し
- エ 小学校との連携、情報共有
- オ 保護者会との連携

(3) 危機管理

- ア 自然災害
- イ 施設、用具の安全点検、安全管理
- ウ 暑熱環境時、寒冷時対応
- エ 生徒の健康観察
- オ 小城市内中学校間の連携、市内小中学校間の連携、市内中高間の連携、市内関係団体との連携

(4) 適切な運営のための組織

○小城市教育委員会

- ・魅力ある部活動の運営にむけた方策の立案、協議、実施
- ・部活動の運営状況の把握
- ・方策の検証・工夫改善

○各中学校

- ・部活動顧問会の開催
- ・各部活動保護者会の開催
- ・部活動体験会、大会前の激励式等

5 その他

文化部活動についても、この方針に則り部活動を行うものとする。しかし、文化庁において「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(仮称)」が策定された場合、その趣旨を踏まえ、改めて見直しを行う。